

(証券コード 1861)
平成 29 年 6 月 7 日

株 主 各 位

本 店 福井市中央 2 丁目 6 番 8 号
東京本社 東京都新宿区津久戸町 2 番 1 号
株式会社 熊 谷 組
取締役社長 樋 口 靖

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区津久戸町 2 番 1 号 当社 東京本社 大会議室
3. 目 的 事 項
報告事項 1. 第80期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の配当の件
- 第 2 号議案 株式併合の件
- 第 3 号議案 取締役 7 名選任の件
- 第 4 号議案 監査役 2 名選任の件
- 第 5 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、12頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kumagaigumi.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kumagaigumi.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第80期の期末配当につきましては、株主重視の観点から安定的な配当に努めること及び経営基盤の強化並びに事業収益拡大のために内部留保の充実を図りつつ、当期の業績を踏まえ、また今後の事業環境下における安定的な成長性を見込み、以下のとおり増配することといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は2,621,133,158円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、平成29年5月12日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式の併合を実施するものであります。

2. 併合の内容

(1)併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生ずるときは、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2)併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3)効力発生日における発行可能株式総数

71,400,000株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成29年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7億1千4百万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7千1百4拾万株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役7名選任の件

専務取締役堀田俊明氏は平成29年3月31日付をもって辞任し、さらに取締役7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	堀 田 俊 明 （昭和27年2月14日生）	昭和51年4月 当社入社 平成15年6月 ケーアンドイー株式会社代表取締役社長 平成20年4月 当社執行役員 平成20年4月 当社東北支店長 平成23年4月 当社常務執行役員 平成23年7月 当社関西支店長 平成24年4月 当社専務執行役員 平成25年4月 当社執行役員副社長 平成25年4月 当社建築事業本部長 平成25年4月 当社建築事業本部設計本部長 平成25年6月 当社取締役社長（現任） 平成25年6月 当社執行役員社長（現任）	42,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、建築事業部門での幅広い実務経験のほか、子会社ケーアンドイー株式会社の社長、東北支店及び関西支店の支店長を歴任するなど、豊富な経営実績を有しております。また、平成25年6月からは代表取締役社長として当社グループを主導し、「全員参加の経営」をスローガンに当社の企業価値向上に尽力してきました。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
2	お が わ す す む 小 川 す す む (昭和32年8月29日生)	平成22年4月 株式会社三井住友銀行公共・金融法人部長 平成24年4月 同行監査部上席審査役 平成24年6月 当社常任顧問 平成24年7月 当社専務執行役員 平成24年7月 当社建築事業本部営業担当 平成25年6月 当社専務取締役 平成26年4月 当社専務取締役（現任） 平成26年4月 当社専務執行役員（現任） 平成26年4月 当社新規事業・国際事業・国内建築営業担当 平成27年4月 当社国際事業・国内建築営業担当 平成29年4月 当社国際事業担当、営業担当（現任）	18,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）に入行後、駐在先のアメリカ合衆国で長く国際金融に携わるなど、豊富な海外経験を有するほか、公共・金融法人部長等の要職を歴任してきました。また、当社入社後は、国際事業のほか、国内建築営業も担当し幅広い実務経験があります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
3	さ く ら の や す の り 櫻 野 泰 則 (昭和32年7月2日生)	昭和56年4月 当社入社 平成22年4月 当社管理本部人事部長 平成23年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社企画室担当 平成24年4月 当社広報室担当 平成24年4月 当社C S R推進室担当 平成24年6月 当社取締役 平成24年7月 当社企画室長 平成26年4月 当社専務取締役 平成26年4月 当社専務執行役員 平成26年4月 当社経営管理本部長 平成26年4月 当社経営管理本部経営企画部長 平成27年4月 当社経営企画本部長（現任） 平成28年4月 当社経営企画本部ダイバーシティ推進室長 平成29年4月 当社専務取締役（現任） 平成29年4月 当社専務執行役員（現任）	30,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、人事部長や企画室長等の要職を歴任後、経営管理本部長に就任し、当社の中期経営計画（平成27～29年度）策定を主導するなどの実務実績を有しております。また、平成27年4月からは経営企画本部長を務め、新規事業の開拓やグループ成長戦略等の将来を見据えた当社の企業価値向上に努めてきました。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
4	嘉藤好彦 (昭和33年8月24日生)	昭和57年4月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社東北支店副支店長 平成25年4月 当社東北支店震災復興担当 平成26年4月 当社常務執行役員 平成26年4月 当社土木事業本部長（現任） 平成26年6月 当社常務取締役 平成28年5月 当社土木事業本部鉄道プロジェクト推進本部長（現任） 平成29年4月 当社専務取締役（現任） 平成29年4月 当社専務執行役員（現任）	16,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来、土木事業部門に従事し、数多くのトンネル掘削工事に携わったほか、土木事業本部技術センター東日本地区部長及び東北支店副支店長兼震災復興担当等の要職を歴任後、土木事業本部長を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
5	社外取締役候補者 独立 広西光一 (昭和20年7月7日生)	昭和43年4月 富士通株式会社入社 平成13年4月 同社コンシューマトランザクション事業本部長 平成15年6月 株式会社富士通アドバンスソリューションズ代表取締役社長 平成17年5月 富士通株式会社経営執行役員常務 平成20年6月 同社取締役副社長 平成21年6月 同社代表取締役副社長 平成22年4月 同社代表取締役 平成22年6月 同社退任 平成22年6月 株式会社富士通エフサス代表取締役会長 平成24年6月 同社退任 平成27年6月 当社取締役（現任）	4,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、富士通株式会社入社後、コンシューマトランザクション事業本部長等の要職を経て、同社及び同社グループ会社の代表取締役を務めるなど、豊富な経営実績を有しております。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、また、今後も、同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>【独立性に関する事項】 同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記11頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
6	<p>社外取締役候補者</p> <p>独立</p> <p>湯本 壬喜枝 (昭和22年8月5日生)</p>	<p>昭和46年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社</p> <p>昭和56年5月 アメリカン ファミリー ライフ ア シユアランス カンパニー オブ コ ロンバス 日本社 (略称 アフラッ ク：アメリカンファミリー生命保 険会社) 入社</p> <p>平成7年1月 同社人材開発部長</p> <p>平成9年1月 同社取締役 (人事・教育・厚生年金 基金・健康保険組合担当)</p> <p>平成11年1月 同社執行役員 (人事・教育・厚生年 金基金・健康保険組合担当)</p> <p>平成14年1月 同社執行役員 (お客様サービス部・ 料金部担当)</p> <p>平成15年1月 同社顧問</p> <p>平成17年12月 同社退社</p> <p>平成18年1月 リスカーレ・コンサルティング代表 (現任)</p> <p>平成28年6月 当社取締役 (現任)</p>	2,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、アメリカン ファミリー ライフ アシユアランス カンパニー オブ コロンバス 日本社 (略称 アフラック：アメリカンファミリー生命保険会社) に入社後、人材開発部長として数多くの社員の採用や育成を手掛けてきた実務経験のほか、人事担当役員として経営に参画していた実績を有しております。また、現在はリスカーレ・コンサルティング代表として、企業や大学等での講演を通じ、ダイバーシティマネジメント、ワークライフバランス、女性活躍推進等に取り組んでおります。当社は、同氏が経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての役割を適切に果たしてきたと評価されることや、また、今後も、同氏のこれまでの実績により培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の経営に対する適切な指導・助言が期待できると判断されることから、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>【独立性に関する事項】</p> <p>同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員の要件を満たしております。また、後記11頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。</p>			
7	<p>新任</p> <p>小川 嘉明 (昭和33年6月19日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成23年4月 当社執行役員</p> <p>平成23年4月 当社関西支店建築事業部長</p> <p>平成23年4月 当社関西支店建築事業部建築部長</p> <p>平成24年4月 当社関西支店副支店長</p> <p>平成25年4月 当社常務執行役員</p> <p>平成25年4月 当社関西支店長</p> <p>平成29年4月 当社専務執行役員 (現任)</p> <p>平成29年4月 当社建築事業本部長 (現任)</p>	27,100株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、入社以来、建築事業部門に従事し、大型工事の作業所長や建築事業部長等の要職を務めるなど、同事業部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。また、平成25年4月から平成29年3月まで関西支店長として拠点経営の実績もあります。当社は、同氏のこれまでの経験を活かすことが当社の経営上も有用であると判断されることから、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 広西光一氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。
3. 湯本壬喜枝氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、広西光一及び湯本壬喜枝の両氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合、両氏と当該契約を継続する予定です。

第4号議案 監査役2名選任の件

常勤監査役吉川 司氏は本総会終結の時をもって任期満了となり、また常勤監査役竹間忠尚氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	吉川 つかさ (昭和30年9月8日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年7月 当社財務本部主計部長 平成15年10月 当社管理本部主計部長 平成20年6月 当社監査室長 平成25年6月 当社常勤監査役(現任)	21,400株
	【監査役候補者とした理由】 同氏は、当社の主計部長等の要職を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、監査室長を務めるなど内部監査部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏のこれまでの経験を活かし、当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、引き続き監査役候補者として選任をお願いするものであります。		
2	新任 小西 純治 (昭和33年7月18日生)	昭和56年4月 当社入社 平成19年4月 当社九州支店管理部長 平成22年4月 当社中四国支店管理部長 平成26年4月 当社中四国支店支店次長(現任)	5,000株
	【監査役候補者とした理由】 同氏は、九州支店管理部長や中四国支店管理部長等の要職を歴任後、中四国支店支店次長を務めるなど、管理部門に関する幅広い知識と豊富な実務経験を有しております。当社は、同氏のこれまでの経験を活かし、当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、新たに監査役候補者として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、吉川司氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、同氏と当該契約を継続する予定です。
3. 小西純治氏が選任された場合には、当社は同氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
独立 <small>まえかわあきら</small> 前川 晶 (昭和47年10月9日生)	平成11年4月 弁護士登録 平成11年4月 岡村総合法律事務所入所 平成18年2月 財務省関東財務局金融証券検査官 平成20年1月 増田パートナーズ法律事務所入所 平成21年8月 前川晶法律事務所開設 平成23年2月 法律事務所イオタ入所 (現任) 平成28年4月 第一東京弁護士会副会長	一株

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

同氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な実務経験のほか、平成18年2月から平成20年1月まで財務省関東財務局に勤務し、金融証券検査官として金融機関のリスク態勢の強化、金融システムの円滑化のための業務に従事してきました。当社は、その実績により培われた豊富な経験と法律知識を活かし客観的立場から当社の経営に対する適切な監査が期待できると判断されることから、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

【独立性に関する事項】

同氏は、東京証券取引所の規定に定める独立役員要件を満たしております。また、後記11頁に記載の当社の独立性判断基準を満たしており、同氏が就任された場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 前川 晶氏は社外監査役の補欠として選任するものであります。
 3. 前川 晶氏が監査役に就任した場合、当社は同氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考)

<当社の独立性判断基準>

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の基準に該当する者は独立性を有しないと判断しています。

- (1) 現在において、次の (a) から (d) のいずれかに該当する者
 - (a) 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
 - (b) 当社との年間取引額が相互の直近事業年度の連結総売上高の2%を超える者又はその業務執行者
 - (c) 当社から過去3事業年度の平均で1,000万円以上の寄付を受けている者又はその業務執行者
 - (d) 当社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又はその団体に所属する者
- (2) 過去3年間のいずれかの時点において、上記 (a) から (d) のいずれかに該当していた者

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、予め次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス [http://www.^{ウェブ行使}web54.net](http://www.web54.net)

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係る条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 ☎ 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 ☎ 0120-782-031 (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(添付書類)

事業報告 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、回復傾向にある海外景気を背景に輸出や生産が上向き、企業収益が改善するなかで設備投資は持ち直しの動きを持続したうえ、個人消費も総じて底堅く、景気は緩やかな回復を続けました。

建設業界におきましては、公共投資は引き続き高水準にあり、企業の建設投資も土木インフラ関連が牽引し緩やかながら増加したほか、住宅投資も賃貸住宅を中心に増加するなど、事業環境は良好に推移しました。

当社グループはこのような状況のもと、平成27年5月に策定した「中期経営計画(平成27～29年度)」に基づき、将来に向けた収益基盤の整備に総力を挙げて取り組んでおります。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は、前連結会計年度比0.3%増の3,447億円となりました。利益は、売上総利益率の改善により、営業利益は251億円となり、経常利益は253億円となりました。また、偶発損失引当金繰入額、法人税、住民税及び事業税等の計上などにより親会社株主に帰属する当期純利益は164億円となりました。

当社の業績につきましては、以下のとおりであります。

受注高は、国内土木工事の減少等により前年度比3.0%減の2,847億円となりました。このうち、土木工事は1,037億円、建築工事は1,809億円であり、これらの発注者別内訳は官庁21.4%、民間78.6%であります。

売上高は、同2.3%増の2,737億円となりました。このうち、土木工事は915億円、建築工事は1,822億円であり、これらの発注者別内訳は官庁29.0%、民間71.0%であります。

翌事業年度への繰越高は、同3.4%増の3,362億円となりました。

利益につきましては、売上総利益率の改善及び貸倒引当金戻入額の減少により経常利益は218億円となり、当期純利益は139億円となりました。

当社の部門別の状況は以下のとおりであります。

〔土 木〕

土木の受注高は前年度比5.2%減の1,037億円となりました。

主な受注工事は、国土交通省：水海川導水トンネルⅠ期工事（福井県）、北大阪急行電鉄株式会社：北大阪急行線の延伸事業のうち土木工事（大阪府）、東日本高速道路株式会社：横浜環状南線 釜利谷ジャンクション工事（神奈川県）、西日本高速道路株式会社：中国横断自動車道 苅原トンネル工事（兵庫県）等でありま

す。

完成工事高は同1.5%増の915億円となりました。

主な完成工事は、国土交通省：国道45号 山田第2トンネル工事（岩手県）、国土交通省：八鹿日高道路三谷トンネル（北側）工事（兵庫県）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構：北陸新幹線、糸魚川保守設備設置他（新潟県）、国際石油開発帝石株式会社：富山ライン建設工事の内 土木工事（B工区）の内北上シルド②他工事（B-3工区）（富山県）等であります。

〔建 築〕

建築の受注高は前年度比1.7%減の1,809億円となりました。

主な受注工事は、三井不動産レジデンシャル株式会社・野村不動産株式会社・三菱地所レジデンス株式会社・伊藤忠都市開発株式会社・東方地所株式会社・株式会社富士見地所・袖ヶ浦興業株式会社：（仮称）幕張新都心若葉住宅地区計画（B7街区）（千葉県）、アパマンション株式会社：（仮称）アパホテル&リゾート<御堂筋本町駅タワー>新築工事（大阪府）、医療法人徳洲会：（仮称）大和徳洲会病院新築工事（神奈川県）、四国中央市：四国中央市市民文化ホール新築工事（愛媛県）等であります。

完成工事高は同2.7%増の1,822億円となりました。

主な完成工事は、三井不動産レジデンシャル株式会社：（仮称）柏の葉キャンパス148街区計画 東棟（千葉県）、イオンリテール株式会社：（仮称）イオン出雲ショッピングセンター新築工事（島根県）、関西エアポート株式会社：関西国際空港2期地区新旅客ターミナルビル新築工事（大阪府）、東京博善株式会社：四ツ木斎場新築工事（東京都）等であります。

(参考) 当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前事業年度繰越高	当事業年度受注高	当事業年度売上高	翌事業年度繰越高
土 木	138,957	103,718	91,501	(151,175) 151,171
建 築	186,304	180,992	182,215	(185,081) 185,105
合 計	325,262	284,711	273,717	(336,256) 336,276

(注) 翌事業年度繰越高に含まれる海外工事の繰越高について、為替相場の実勢を反映させるため、事業年度末レートで修正しております。
この増加額は20百万円であり、()内は修正前であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は31億円であり、主なものは、事業用建物、機械装置の取得及び更新等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中におきましては、増資及び社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、米国や欧州における政治の混迷や北朝鮮情勢及び新興国の景気の下振れなどがリスクとして存在しますが、雇用・所得環境の改善が続くなかで各種政策の効果もあり、景気は引き続き緩やかに回復していくことが期待されます。

建設業界におきましては、住宅投資は当面、横ばい圏内の動きが予想されますが、設備投資は企業収益の改善を背景に持ち直しの動きを続け、公共投資も予算の執行等により高水準で推移すると見込まれるなど、事業環境は引き続き良好な状況で推移すると思われます。一方で建設技術者・技能者不足の進行やコスト高といったリスクには引き続き留意する必要があります。

このような状況のもと、当社グループは、「再生」から「成長」に向けて将来にわたり市場環境に影響されない安定した収益力の確保を目指した「中期経営計画(平成27～29年度)」を策定し、将来に向けた収益基盤の整備に取り組んでおります。

現下の建設市場は、東北での震災復興工事、社会インフラの強靱化・老朽化対策に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う関連投資及びリニア中央新幹線の新設など、中期的には一定の建設需要が見込まれる環境にあります。しかし2020年以降は、社会インフラ整備も「新規」から「維持・更新」へと質的に変化しながら、建設市場は全体として縮小していくことが予想されます。当社グループとしては、将来にわたり市場環境に影響されない安定した収益基盤を確立すべく、グループの協働による相乗効果を取り込んだ成長戦略に取り組んでまいります。

建造物の外形的・機能的な品質はもちろんのこと、そこに集う人、そこを使う人が満足し続けられる「しあわせ品質」を実現すべく「全員参加の経営」をスローガンに、お客様に最高の"感動"をお届けする『建設サービス業』を目指してまいります。

なお、当社子会社の株式会社ガイアートは、東日本高速道路株式会社が発注した道路工事に関し、独占禁止法違反により、平成28年9月6日付で公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、平成28年9月7日付で東京地方裁判所から当社に対する罰金刑及び同社関係者に対する懲役刑（執行猶予付）の判決を受け、その刑が確定しました。

当社グループでは、かねてより法の順守、企業倫理の徹底を図ってきたにもかかわらず、かかる不祥事の発生を防ぐことができなかったことは誠に遺憾であります。株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことは誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

当社グループといたしましてはこれを厳粛かつ真摯に受け止め、当社グループ役員一同、今後とも法令順守をあらためて徹底し、皆様からの早期の信頼回復に努めてまいります。

また、平成26年に当社の施工不良が判明した横浜市所在のマンションに関して、多額の偶発損失引当金を計上しております。先般、当該マンションの管理組合臨時総会において、建替え決議がなされ、当社が建替え工事を行わせていただくことになりました。工事にあたっては、安全で高い品質の住まいを早期にお引渡しできるよう、全社をあげて誠心誠意、取り組んでまいります。

当該マンションの施工不良問題につきましては、施工会社としての責任を痛感し、所有者様、居住者様、株主様をはじめとした関係者の皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第77期 (平成26年3月期)	第78期 (平成27年3月期)	第79期 (平成28年3月期)	第80期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高	百万円	328,900	362,090	343,647	344,706
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	4,299	5,458	12,092	16,433
1株当たり当期純利益	円	19.71	15.72	32.35	43.99
総 資 産	百万円	235,929	255,514	255,525	271,908
純 資 産	百万円	50,461	53,551	64,933	80,288

(注) 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	単 位	第77期 (平成26年3月期)	第78期 (平成27年3月期)	第79期 (平成28年3月期)	第80期 (当事業年度) (平成29年3月期)
受 注 高	百万円	291,024	329,495	293,558	284,711
売 上 高	百万円	256,875	288,158	267,497	273,717
当期純利益	百万円	3,536	6,778	10,392	13,986
1株当たり当期純利益	円	16.14	19.47	27.73	37.33
総 資 産	百万円	187,830	208,570	210,628	223,147
純 資 産	百万円	29,750	34,975	44,329	57,321

(注) 「1株当たり当期純利益」は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ガイアート	百万円 1,000	100.00%	舗装工事、土木工事等の請負及びこれらに関連する事業
テクノス株式会社	百万円 470	100.00%	土木工事等の請負、建設用資機材の設計・製作・販売及びこれらに関連する事業
ケーアンドイー株式会社	百万円 300	100.00%	建築リニューアル・リフォーム工事等の請負及びこれらに関連する事業
華熊堂造股份有限公司	千NT\$ 600,000	100.00%	建築工事等の請負及びこれらに関連する事業

(注) 株式会社ガイアートは、平成28年10月1日付けにて、株式会社ガイアートT・Kから商号変更しております。

上記の重要な子会社4社を含む連結子会社は7社、持分法適用関連会社は3社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主として建設事業及びその周辺関連事業を行っております。主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者『(特-24) 第1200号』として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等

- ① 当 社
本 店 福井市中央2丁目6番8号
東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号
支 店 北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、
首都圏支店（東京都新宿区）、名古屋支店、北陸支店（石川
県金沢市）、関西支店（大阪府大阪市）、中四国支店（広島県
広島市）、四国支店（香川県高松市）、九州支店（福岡県福岡
市）、国際支店（東京都新宿区）
技術研究所 （茨城県つくば市）
海外拠点 中国（香港）、台湾、ベトナム、スリランカ、ミャンマー

(注) 平成28年4月1日四国支店を開設いたしました。

② 主要な子会社

- 株式会社ガイアート（東京都新宿区）
テクノス株式会社（愛知県豊川市）
ケーアンドイー株式会社（東京都新宿区）
華熊營造股份有限公司（台湾）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
3,798 名	+96 名

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,305 名	+82 名	45.2 歳	20.7 年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,200
三井住友信託銀行株式会社	1,687
株式会社群馬銀行	1,475
株式会社北陸銀行	1,375
株式会社三菱東京UFJ銀行	937

百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 714,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 377,544,607株 (うち自己株式3,097,013株)
- (3) 株 主 数 52,764名 (前事業年度末比 4,686名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	27,391	7.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	22,755	6.08
熊 谷 組 取 引 先 持 株 会	17,023	4.55
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE TEDUCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	7,274	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	6,582	1.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	6,458	1.72
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	6,207	1.66
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,913	1.58
H A Y A T	5,279	1.41
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LIMITED, LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	4,956	1.32

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	樋 口 靖	
取締役副社長 (代表取締役)	石 垣 和 男	品質・環境担当、安全衛生担当
専務取締役	小 川 晋	国際事業・国内建築営業担当
専務取締役	堀 田 俊 明	建築事業本部長
常務取締役	櫻 野 泰 則	経営企画本部長、経営企画本部ダイバーシ ティ推進室長
常務取締役	嘉 藤 好 彦	土木事業本部長、土木事業本部鉄道プロジ ェクト推進本部長
取 締 役	広 西 光 一	
○ 取 締 役	湯 本 壬 喜 枝	
常勤監査役	竹 間 忠 尚	
常勤監査役	吉 川 司	
監 査 役	垣 見 隆	弁護士
監 査 役	鮎 川 眞 昭	公認会計士、株式会社オークネット社外取 締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役広西光一及び湯本壬喜枝の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役垣見 隆及び鮎川眞昭の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役広西光一、湯本壬喜枝、監査役垣見 隆及び鮎川眞昭の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. ○印は平成28年6月29日開催の第79期定時株主総会において新たに選任された取締役であります。
5. 常勤監査役吉川 司氏は当社の主計部長を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役鮎川眞昭氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度中の退任取締役
- 取 締 役 草 桶 昌 之 (平成28年6月29日退任)
- 専 務 取 締 役 堀 田 俊 明 (平成29年3月31日辞任)
8. 平成29年4月1日付にて取締役の地位及び担当業務が次のとおり変更となりました。
- 専 務 取 締 役 小 川 晋 国際事業担当、営業担当
- 専 務 取 締 役 櫻 野 泰 則 経営企画本部長
- 専 務 取 締 役 嘉 藤 好 彦 土木事業本部長、土木事業本部鉄道プロジェクト推
進本部長
- 取 締 役 石 垣 和 男

当社は執行役員制度を導入しております。平成29年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

*執行役員社長	樋口 靖	執行役員	飯田 宏
*執行役員副社長	石垣 和男	執行役員	西川 邦隆
*専務執行役員	小川 晋	執行役員	石澤 正通
*専務執行役員	堀田 俊明	執行役員	林 克彦
*常務執行役員	櫻野 泰則	執行役員	日高 功二
*常務執行役員	嘉藤 好彦	執行役員	岸 研司
常務執行役員	渋川 智	執行役員	梶山 雅生
常務執行役員	小川 嘉明	執行役員	大塚 拓美
常務執行役員	高嶋 正彦	執行役員	上田 真紀
常務執行役員	山崎 晶	執行役員	大野 雅紀
執行役員	大島 邦彦	執行役員	岡 市光
執行役員	土屋 良直		

- (注) 1. *印は取締役兼務であります。
 2. 平成29年3月31日付をもって執行役員副社長石垣和男氏、執行役員土屋良直、西川邦隆及び大塚拓美の各氏は執行役員を退任いたしました。
 3. 平成29年4月1日付にて執行役員の地位が次のとおり変更となりました。

執行役員副社長	堀田 俊明	常務執行役員	岸 研司
執行役員副社長	高嶋 正彦	常務執行役員	上田 真
専務執行役員	櫻野 泰則	◎執行役員	星 国人夫
専務執行役員	嘉藤 好彦	◎執行役員	住吉 徳夫
専務執行役員	渋川 智	◎執行役員	築田 秀之
専務執行役員	小川 嘉明	◎執行役員	永田 尚人
常務執行役員	飯田 宏	◎執行役員	柏原 貴彦
常務執行役員	日高 功二	◎執行役員	川村 和彦

(注) ◎印は新任執行役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 9名 152百万円 (うち社外 2名 14百万円)
 監査役 4名 39百万円 (うち社外 2名 16百万円)

(注) 株主総会で承認を受けた報酬額は、取締役「月額30百万円以内」、監査役「月額5百万円以内」であります。

(4) 社外役員に関する事項

取締役広西光一及び湯本壬喜枝の両氏は社外取締役であります。また、監査役垣見 隆及び鮎川真昭の両氏は社外監査役であります。

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

鮎川監査役は株式会社オークネットの社外取締役（監査等委員）であります。同社と当社との間には、重要な関係はありません。

② 主な活動状況

広西取締役は、当事業年度開催の取締役会17回のうち14回に出席し、主に異業種の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。

湯本取締役は、平成28年6月29日就任以降開催の取締役会13回全てに出席し、主に異業種の人事担当役員として経営に参画して培われた豊富な経験と幅広い見識から必要に応じ発言を行っております。

垣見監査役は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に、また監査役会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

鮎川監査役は、当事業年度開催の取締役会17回全てに、また監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

52百万円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

72百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画との実績状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の子会社である華熊營造股份有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると判断した場合は、監査役会規則に則り、監査役会における監査役全員の同意によって解任いたします。この場合、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任した旨及びその理由を説明いたします。また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されたときには、監査役会の決議により解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会において決議いたしました上記の体制の内容は次のとおりであります。

当社は、「建設を核とした事業活動を通して、社会に貢献する企業集団を目指す」という「経営理念」の実現のためには、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることが不可欠であるとの認識のもと、内部統制システムに関して以下のとおり体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 全ての取締役、執行役員（以下併せて「役員」という。）及び使用人を対象とした企業行動指針を定め、周知徹底を行う。
 - ② 全体の法遵守体制の整備と法務面での指導は管理本部が行い、個別の法令を管理する各本部が法令遵守システムを維持整備し、業務執行における法令遵守の状況を内部監査部門が監査する体制を整備する。
 - ③ 役員及び使用人の職務の執行に必要な手続きについては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程等の社内規程に定める。
 - ④ 法令遵守に関する定期的な教育・研修制度を設ける。
 - ⑤ 役員、支店長等の経営トップが使用人に対して、日常の機会を捉えて法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営の周知徹底を行う体制を整備する。
 - ⑥ 法令違反行為、不正行為を早期に把握し是正することにより違反行為及び事態の悪化を防止すること、並びに使用人相互の牽制効果により法令違反行為自体の発生を予防することを目的として社内通報制度を設ける。
 - ⑦ 経営から独立した法遵守監査委員会が外部の目でコンプライアンス体制を評価し、経営に報告・提案する。

- ⑧ 反社会的勢力とは一切関係を持たないこと、並びに反社会的勢力からの不当要求に対しては断固としてこれを拒否し毅然とした態度で臨むことを、「熊谷組行動指針」並びに「コンプライアンス・プログラム」に明記し、周知徹底を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る各種の情報を適切に保存及び管理するために、社内規程を整備し、周知徹底を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスクの内容に応じた管理を行うため、事業運営上想定されるリスクを部門毎に分類し、主管部署はマニュアル等を定める。
 - ② 適切なリスク管理を行うため、コンプライアンス規程、決裁手続規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、多面的なリスクを検討すべき事項については部門横断的な全社委員会を設置する。
 - ③ 取締役がリスク管理上の重要事項についての報告を適宜受けるための体制を整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、執行役員制度を採用する。
 - ② 経営戦略、各部門予算、設備投資等の重要な経営課題については、経営会議において論点及び問題点を明確にした上で取締役会において決定する。
 - ③ 執行役員、支店長に対して経営戦略、経営課題に対する取組方針等についての周知徹底を行うため、役員支店長会議を設置する。
5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 国内グループ会社管理・運営規程及び海外グループ会社管理・運営規程を定め、グループ会社の経営状況の把握、リスクに対する適切な報告と対応、効率的な職務執行体制の構築等、グループ会社の経営全般を管理・支援する体制を整備する。
 - ② グループ経営の観点からグループ経営推進委員会を設置し、個別グループ会社の業績確認及び経営課題の検討を行う。
 - ③ グループ会社が法令及び定款、社内規程等を遵守した業務運営を行うよう、当社のコンプライアンス・プログラムの趣旨をグループ会社に対して展開し、周知徹底を行う。また、グループ会社の使用人は当社の社内通報制度により、当社の窓口へ直接通報することができる。

- ④ 当社は、グループ会社が適切な内部統制システムを整備するよう指導するための体制を整備する。
- ⑤ グループ会社には監査役を置くとともに、適切な監査を行うためグループ会社監査役監査規程を定める。また、当社の内部監査部門がグループ会社の業務執行における法令遵守の状況を監査する状況を整備する。

6. 監査役の監査に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

- (2) 前号の使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人の任命、異動等人事に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。また、当該使用人が監査役の職務を補助する場合は、監査役の指揮命令に従い当該職務を遂行する。

- (3) 当社及びその子会社の取締役及び使用人、並びに子会社の監査役の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及びグループ会社の役員及び使用人、並びにグループ会社の監査役は、監査役監査において担当する職務の執行状況等について報告する。また、当社の監査役が取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握し、必要に応じて役員及び使用人から報告を求めることができる体制を整備する。

- ② 当社及びグループ会社は、前項の監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ③ 監査役の職務遂行について生じる必要な費用又は債務は、監査役より請求があった後、速やかに処理を行う。

- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性を高めるため、監査役が、会計監査人並びに内部監査部門が監査した監査結果の内容を確認するとともに意見交換を行う体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）における運用状況の概要は次のとおりであります。

1. 内部統制全般

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成し、監査役4名も出席した上で、17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保している。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行している。

その他、経営会議は20回、役員支店長会議は4回開催されている。

職務の執行にあたっては、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、決裁手続規程等の社内規程を定め、社内規程に則り、必要な手続きを実施している。

2. コンプライアンス体制

当社は、法令遵守経営の強化と実践のため、「熊谷組行動指針」並びに「コンプライアンス・プログラム」を定めるとともに、コンプライアンス研修を本社及び全支店において毎年1回実施している。また、グループ会社も含めた、社内通報制度を設け、経営から独立した通報窓口を設置している。

また、法遵守監査委員会を年度総括として1回、その他、個別の事案毎に適宜開催し、経営から独立した立場での評価を受けている。

3. リスク管理体制

当社は、適切なリスク管理のため、コンプライアンス規程、決裁手続規程、内部監査規程等の社内規程を定めるとともに、リスクの内容に応じた管理を行うため、事業運営上想定されるリスクについて個別にマニュアル等を定めている。その他、大規模災害等が発生した場合の対応として、事業継続計画を整備するとともに、危機管理委員会を設置している。

また、多面的なリスクの検討のため、受注案件審査委員会、新事業委員会、国際事業推進委員会等の部門横断的な全社委員会を設置している。

4. グループ管理体制

当社は、国内グループ会社管理・運営規程及び海外グループ会社管理・運営規程を定め、グループ経営全般の管理体制を整備するとともに、グループ経営推進委員会を4回開催し、個別グループ会社の業績確認と経営課題の検討を行っている。

また、コンプライアンス研修にグループ会社の一部を参加させている他、個別グループ会社にて、重大なコンプライアンス違反が発生した場合は、必要に応じて当社の取締役会に報告を行っている。

5. 監査体制

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、並びにグループ会社等からの報告を通じて、当社及びグループ会社の業務執行の状況を把握している。

また、監査役は、会計監査人並びに内部監査部門が監査した監査結果の内容を確認するとともに、代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査部門等との意見交換を適宜実施している。

内部監査部門は、年度計画に基づき、当社及びグループ会社への内部監査を実施している。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

資 産 の 部	百万円	負 債 の 部	百万円
流動資産	228,829	流動負債	166,618
現金預金	73,930	支払手形・工事未払金等	69,707
受取手形・完成工事未収入金等	124,412	電子記録債務	27,283
未成工事支出金	7,115	短期借入金	12,427
繰延税金資産	6,041	未払法人税等	2,979
未収入金	10,869	未成工事受入金	14,612
その他	6,595	預り金	13,234
貸倒引当金	△ 135	完成工事補償引当金	606
固定資産	43,078	工事損失引当金	370
有形固定資産	17,199	偶発損失引当金	13,917
建物・構築物	4,751	賞与引当金	3,621
機械、運搬具及び工具器具備品	1,769	その他	7,857
土地	10,095	固定負債	25,001
リース資産	81	長期借入金	2,994
建設仮勘定	501	退職給付に係る負債	21,824
無形固定資産	441	その他	182
投資その他の資産	25,437	負債合計	191,619
投資有価証券	16,225	純 資 産 の 部	
長期貸付金	970	株主資本	75,845
長期営業外未収入金	283	資本金	13,341
破産更生債権等	74	資本剰余金	7,880
繰延税金資産	5,515	利益剰余金	55,377
その他	2,665	自己株式	△ 753
貸倒引当金	△ 296	その他の包括利益累計額	4,443
		その他有価証券評価差額金	4,428
		為替換算調整勘定	388
		退職給付に係る調整累計額	△ 374
		純資産合計	80,288
資産合計	271,908	負債純資産合計	271,908

連結損益計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

	百万円	百万円
売上高		
完成工事高	344,706	344,706
売上原価		
完成工事原価	303,625	303,625
売上総利益		
完成工事総利益	41,080	41,080
販売費及び一般管理費		15,945
営業利益		25,135
営業外収益		
受取利息及び配当金	145	
受取賠償金	124	
貸倒引当金戻入額	105	
持分法による投資利益	91	
その他	114	581
営業外費用		
支払利息	286	
その他	70	357
経常利益		25,358
特別利益		
会員権売却益	27	
固定資産売却益	15	
その他	4	47
特別損失		
偶発損失引当金繰入額	1,792	
退職給付制度終了損	472	
その他	407	2,673
税金等調整前当期純利益		22,733
法人税、住民税及び事業税	6,131	
法人税等調整額	167	6,299
当期純利益		16,433
親会社株主に帰属する当期純利益		16,433

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	百万円 13,341	百万円 7,879	百万円 40,442	百万円 △ 659	百万円 61,004
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 1,499		△ 1,499
親会社株主に帰属 する当期純利益			16,433		16,433
自己株式の取得				△ 95	△ 95
自己株式の処分		0		1	1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	14,934	△ 94	14,840
当 期 末 残 高	13,341	7,880	55,377	△ 753	75,845

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	百万円 3,850	百万円 394	百万円 △ 315	百万円 3,929	百万円 64,933
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 1,499
親会社株主に帰属 する当期純利益					16,433
自己株式の取得					△ 95
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	577	△ 5	△ 58	514	514
当 期 変 動 額 合 計	577	△ 5	△ 58	514	15,355
当 期 末 残 高	4,428	388	△ 374	4,443	80,288

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流動資産	188,286	流動負債	144,138
現金預金	56,175	支払手形	8,261
受取手形	4,260	電子記録債務	27,283
完成工事未収金	99,259	工事未払金	45,081
未成工事支出金	6,007	短期借入金	12,162
繰延税金資産	5,399	リース債務	13
未収入金	11,093	未払法人税等	2,765
その他	6,205	未成工事受入金	13,346
貸倒引当金	△ 115	預り金	11,683
固定資産	34,860	完成工事補償引当金	523
有形固定資産	9,567	工事損失引当金	174
建物・構築物	1,964	偶発損失引当金	13,706
機械・運搬具	108	賞与引当金	2,306
工具器具・備品	195	その他	6,830
土地	7,273	固定負債	21,686
リース資産	25	長期借入金	2,895
建設仮勘定	0	リース債務	22
無形固定資産	242	退職給付引当金	18,711
投資その他の資産	25,050	その他	57
投資有価証券	12,869	負債合計	165,825
関係会社株式	5,802	純 資 産 の 部	
長期貸付金	1,405	株主資本	52,960
長期営業外未収入金	134	資本金	13,341
破産更生債権等	41	資本剰余金	7,880
長期前払費用	27	その他資本剰余金	7,880
繰延税金資産	4,015	利益剰余金	32,370
その他	840	利益準備金	297
貸倒引当金	△ 86	その他利益剰余金	32,073
		繰越利益剰余金	32,073
		自己株式	△ 632
		評価・換算差額等	4,361
		その他有価証券評価差額金	4,361
		純資産合計	57,321
資産合計	223,147	負債純資産合計	223,147

損益計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

	百万円	百万円
売上高		
完成工事高	273,717	273,717
売上原価		
完成工事原価	241,179	241,179
売上総利益		
完成工事総利益	32,538	32,538
販売費及び一般管理費		11,453
営業利益		21,084
営業外収益		
受取利息及び配当金	817	
受取賠償金	124	
その他	186	1,127
営業外費用		
支払利息	282	
その他	67	349
経常利益		21,862
特別利益		
会員権売却益	27	
投資有価証券売却益	4	
その他	0	32
特別損失		
偶発損失引当金繰入額	1,801	
退職給付制度終了損	472	
その他	303	2,578
税引前当期純利益		19,317
法人税、住民税及び事業税	4,943	
法人税等調整額	386	5,330
当期純利益		13,986

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	13,341	7,879	7,879	147	19,735	19,882
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立				149	△ 149	－
剰余金の配当					△ 1,499	△ 1,499
当 期 純 利 益					13,986	13,986
自己株式の取得						
自己株式の処分		0	0			
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	－	0	0	149	12,338	12,487
当 期 末 残 高	13,341	7,880	7,880	297	32,073	32,370

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△ 539	40,564	3,765	3,765	44,329
当 期 変 動 額					
利益準備金の積立		－			－
剰余金の配当		△ 1,499			△ 1,499
当 期 純 利 益		13,986			13,986
自己株式の取得	△ 93	△ 93			△ 93
自己株式の処分	1	1			1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			595	595	595
当 期 変 動 額 合 計	△ 92	12,396	595	595	12,992
当 期 末 残 高	△ 632	52,960	4,361	4,361	57,321

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 熊谷組
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 野口哲生 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 竹村純也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社熊谷組の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社熊谷組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 熊谷組
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 公認会計士 野口哲生 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 竹村純也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社熊谷組の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社子会社の株式会社ガイアートは、独占禁止法違反により、平成28年9月6日付で公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。また、平成28年9月7日付で東京地方裁判所から同社に対する罰金刑及び同社関係者に対する懲役刑（執行猶予付）の判決を受け、その刑が確定しました。監査役会といたしましては、当社グループが、今後ともあらためて法令順守の徹底が図られるよう引き続き監査してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社	熊谷組	監査役会
常勤監査役	竹間忠尚	ⓐ
常勤監査役	吉川司	ⓐ
社外監査役	垣見隆	ⓐ
社外監査役	鮎川眞昭	ⓐ

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区津久戸町2番1号
当社 東京本社 大会議室
電話 (03) 3260-2111 (大代表)

交通 J R 飯田橋駅東口より徒歩5分
東京メトロ 有楽町線・南北線・東西線
飯田橋駅(出口B1)より徒歩3分
都営地下鉄 大江戸線飯田橋駅(出口C1)より徒歩2分

